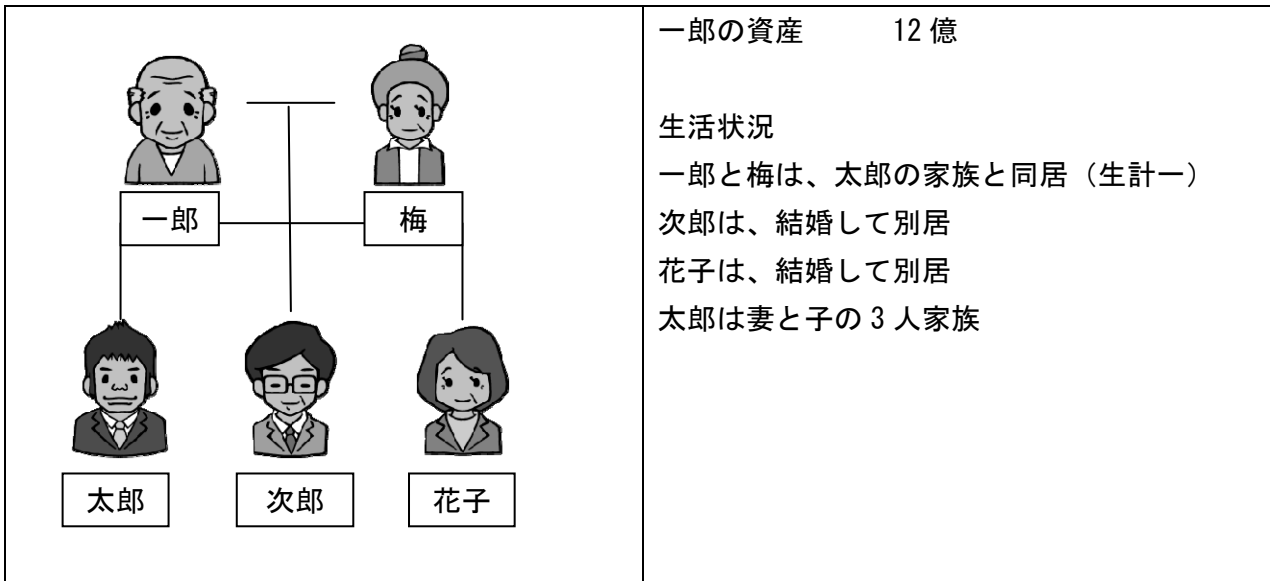


今から始める生前相続対策！


4. 養子縁組を活用しましょう。

では、ひょうご家の相続に対する取り組みにスポットを当てて相続対策について考えていきましょう。



詳しくは次ページへ・・・

Q 4

太郎には子供が一人  いるから、その孫に財産を残したい。孫などと養子縁組すると、どうなるの？



A 4

養子縁組により相続人が増えると、次の様な節税効果があります。

① 基礎控除額が増えます！

現行相続税法では、相続人が1名増えることにより、基礎控除額が1000万円増加します。



② 累進税が緩和します！

相続人が多い方が、低い税率で相続税を計算することができます。

③ 死亡保険金、死亡退職金の非課税枠が広がります！

現行相続税法では、相続人が1名増えることにより、非課税枠が500万円増加します。

④ 孫が相続人になり、孫に財産が残せます！

孫が直接財産を相続することができ、相続を一世代とばすことができます。

◆ 相続税法上の養子の人数制限

養子縁組をすればするほど相続税が得になるわけではありません。相続税では、次のとおり養子の人数制限があります。

	認められる養子の人数
亡くなった方に実子がいる場合	1名
亡くなった方に実子がない場合	2名

相続人が、実子1名と養子縁組した孫3人だった場合においても、相続税では、「養子の数は1名」とカウントし、法定相続人の数は「実子1名+養子1名の2人」として基礎控除額や生命保険の非課税枠などを計算することになるのです。

具体例：相続人が、実子1名と養子縁組した孫3人の合計4人の場合

- ・ 基礎控除額 5000万円+1000万円×2人=7000万円
- ・ 生命保険の非課税枠 500万円×2人=1000万円

実際の基礎控除額、生命保険の非課税枠は、実子2人の時と同じ

◆ 養子縁組した孫が財産を相続したら、相続税が2割増しになります

本来であれば、財産は 父母→子→孫へと相続されるものですが、孫と養子縁組すれば一世代飛ばして財産を移転させることができます。

1回分の相続税の節約になり、大変メリットが高いため、このように養子縁組をした孫が財産を相続した場合は、孫が納付する相続税が2割増しになります。

(具体例)

孫が負担すべき相続税	50万円
------------	------

↓ 相続税が2割 (50万円×20%=10万円) 増しになると…

実際に納付する相続税	60万円
------------	------

◆ 孫へ相続させる財産は、総合的に判断を。

2割増しというデメリットと、一世代とばして財産を移転できるメリットとを比較して、どの財産をどれだけ孫へ相続させると効果的か、総合的に検討しましょう。

また、未成年者を養子とした場合、未成年者は法律行為を行うことができないため、遺産分割協議に参加することができず、特別代理人（特別代理人は、親権者等が家庭裁判所に特別代理人選任の申立を行い、裁判所に決定してもらいます。）が未成年者に代わって、遺産分割協議に参加しなければならない等、相続手続きが煩雑となるため、遺言書を残す等の対策も必要となります。

～養子である孫に相続させる財産を考えよう！～

養子である孫は、上記のとおり相続税が2割増しになります。したがって、養子である孫には、借金のある物件、つまり、例えば借金によって建てた建物や土地を相続させるのが得策です。財産と同時に債務を相続することになると、孫が相続する財産価格が低くなります。これにより、孫が負担すべき相続税が低くなり、2割増しされる相続税の額も低くなります。このように、分割する方法によっても、相続税の合計が変わるため、相続対策は、是非ひょうご税理士法人にご相談ください。

相続人が増えると、相続対策になる！



- ① 基礎控除額は相続人1人が増えるごとに1000万円増える
5000万円+1000万円×(法定相続人の数)
- ② 非課税枠が500万円増える
500万円×(法定相続人の数)